

千葉県における児童虐待対策について

1. 現状

(1) 国の動向 (H30.3 目黒区、H31.1 野田市の女児死亡事例を受けて)

※下線は学校・教育委員会関連

- 「児童虐待防止に向けた緊急総合対策」(厚労省 H30.7.20)
転居時の児相間情報共有の徹底、48 時間以内の安全確認、児相と警察の情報共有強化
- 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(内閣府・文科省・厚労省 H30.7.20)
要保護児童対策地域協議会の対象でなく、児相が必要と考える児童について、出欠状況等を児相に定期的な情報提供をすることについての指針の明示
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」(厚労省 H30.12.18)
児童相談所、市町村(区)体制強化
- 「緊急総合対策の更なる強化・徹底」(関係閣僚会議 R31.2.8)
児相・学校における緊急安全確認実施(2.14 依頼、児相：すべての在宅指導中児童の安全確認、学校：2月1日以降1度も出席がない児童の安全確認)
児相、学校、警察の連携ルールの設定(保護者暴力等への対応、要保護の欠席継続児童の児相への情報提供徹底)
- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(関係閣僚会議 H31.3.19)
虐待等に関する相談体制の強化、児童虐待防止・対応に関する研修等の充実、対応体制強化(SSW 配置、スクールロイヤー配置、守秘義務、児相・学校、警察の連携強化(保護者対応について))
- 「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」(文科省 R1.5.9)
- 児童福祉法等の改正法 (R 元.6.26 交付)
親権者等による体罰禁止 (R2.4.1 施行)、市町村(区)・児相の体制強化、関係機関間の連携強化 (学校の教職員等の守秘義務 等)
- 「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き(令和2年6月改訂版)」(文科省 R2.6.25)

(2) 児童相談所の状況

① 統計

- ・虐待相談対応件数及び対応職員の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
対応件数 (うち学校からの通告)	786 (48)	1,101 (98)	1,135 (69)	1,103 (84)	1,513 (157)	1,654 (231)
平日1日あたり件数※1	3.2	4.5	4.6	4.5	6.2	6.8
対応職員数※2 (うち虐待対応協力員)	8 (1人工)	9 (1人工)	- (1人工)	- (3人工)	- (3人工)	6 (3人工)

※1 平日を245日として換算

※2 H26の虐待対応協力員は警察OBを除いた数。

H28～H30は、専従班を設けずに全職員の輪番により対応したため、人数記載していない。

- ・一時保護を行った児童数

()内は虐待事例

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
一時保護所	210 (74)	221 (100)	232 (92)	270 (136)	280 (175)	367 (207)
委託※	48 (17)	52 (16)	46 (12)	64 (24)	51 (21)	85 (47)

※ 児童の状態像、事情に応じ、乳児院や里親等に一時保護委託したもの

② 体制強化の状況

- ・児童相談所職員の増員 H28：50人 H29：53(55)人 H30：54(59)人 R01：57(71)人
R02：82(85)人
- ・専門職員の配置：警察官OB（H24～）、嘱託弁護士（H28～）
- ・虐待対策班の設置（R1～）：初動（初期調査、安全確認、一時保護等）の迅速・確実性、困難事例に対する専門性の確保（常勤6人 非常勤4人※R1,10～6人）
- ・診断指導班の2班化（R2～）：児童心理司の配置増、的確な班員数確保により適切な職員管理・育成
- ・一時保護所の改修：定員37人 ⇒ 42人（R3.1 供用開始予定）

③ 関係機関連携の強化

●複数機関

- ・要保護児童対策及びDV防止地域協議会（警察・学校・病院等関係機関との連携）

●千葉県警

- ・児童虐待事案における情報共有に関する協定締結（H29.8.29 再締結 H31.3.27）
- ・千葉県人身安全関連事案連絡会議（H29～）
- ・臨検等県市児相合同研修、千葉市児相所内研修（不審者対応等）の講師依頼
- ・市内 5 署少年課情報交換会

●医療機関

- ・虐待対策研究会（県内医療機関、千葉地検、県警、児相等）
- ・市立海浜病院との連絡会（R1～ 年 1 回開催予定）

●学校・教育委員会

- ・生徒指導特別対策委員会(月 1 回)
- ・定期的な情報共有（H30.7.20 指針に基づき）37 人（R1.11 現在）
- ・教職員対象研修講師（養護教諭、育成委員会、学警連、等）

- ・新型コロナウイルス対策による休校期間中の要保護児童安全確認を連携実施

④ 児童相談所の課題

(1) 人員体制の強化

改正法に基づく計画的増員、職員の育成

(2) 組織体制の見直し

増加・困難化する虐待相談等に迅速・的確に対応する組織体制の構築

(3) 施設機能の強化

諸室の確保、老朽化した設備の改修・修繕

⑤ 教育委員会・学校との連携上の課題

(1) 虐待通告について

発見から通告までの時間の短縮、虐待対応役割の整理

(2) 虐待の恐れがある児童の把握

記録（写真、指導経過等）の保持、調査への協力

(3) 在宅事例の見守りについて

要注意サインの見逃しや通告漏れ、守秘

(4) 一時保護児童に係る連携

一時保護所における学習実施や行事参加に係る協力体制、学校復帰に向けた準備

(5) 学校からの要望事項

学校からの通告事例や、一時保護解除する事例等について、きめ細かくタイムリーな連携が必要。

2、令和2年度以降の取組み

(1) 児童相談所

- ・配置基準に沿った人員体制の強化（児童福祉司、児童心理司）

法による配置基準(福祉司R4年度まで、心理司R6年度まで経過措置適用)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童虐待対応件数	1,654	1,654	1,654	1,654	1,654	1,654
児童福祉司数①(人口割)	25	28	28	33	33	33
②(件数割)	4	14	18	18	18	18
③(市町村支援)	0	1	1	1	1	1
④(里親支援)	0	1	1	1	1	1
児童福祉司数 合計	29	44	48	53	53	53
児童心理司数	14	17	19	21	21	26

- ・夜間における虐待通告等受付体制の強化（R2） 夜間電話相談員 1名→2名/日
- ・一時保護体制の強化（R2）
定員増 37名→42名、対応職員増（夜間指導員 2名→3名/日）

(2) 学校・教育委員会

- ・文科省「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）」の周知・定着
- ・教職員向けリーフレットの作成・配布（R2.2.20、児相と内容の事前協議済）

「教職員のための児童虐待対応について①（通告編）」

「教職員のための児童虐待対応について②（通告後編）」

- ・スクールロイヤーによる法務相談窓口の設置（R2.4.23）
- ・電話や手紙による相談窓口「子どもにここをサポート」の開設（R2.6.9）

(3) 児相と学校の連携

- ・要保護児童の支援が多い職種であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと児相の連携強化（R2 両職種の定例会での児童相談所業務についての周知研修実施等）
- ・一時保護解除後の児童に対する学習支援強化
- ・学校からの虐待通告時や、児相が学校にて児童面接・一時保護する際の、より円滑・細やかな連携体制の構築
- ・休校中の安全確認の連携実施（R2～）